

# 令和2年度 第1回 浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会 『全体会』

開催日 : 令和2年8月19日(水)  
開催時間 : 午前10時～  
開催場所 : 和合せいれの里3号館  
2階 研修室1

## 次 第

### 1 開会

### 2 中区社会福祉課長 あいさつ

### 3 議題

(1) 浜松市障がい者自立支援協議会について

(2) 浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会について

ア 会則

イ イメージ図

ウ 年間計画

(3) その他

ア 浜松市中障がい者相談支援センター相談対応状況

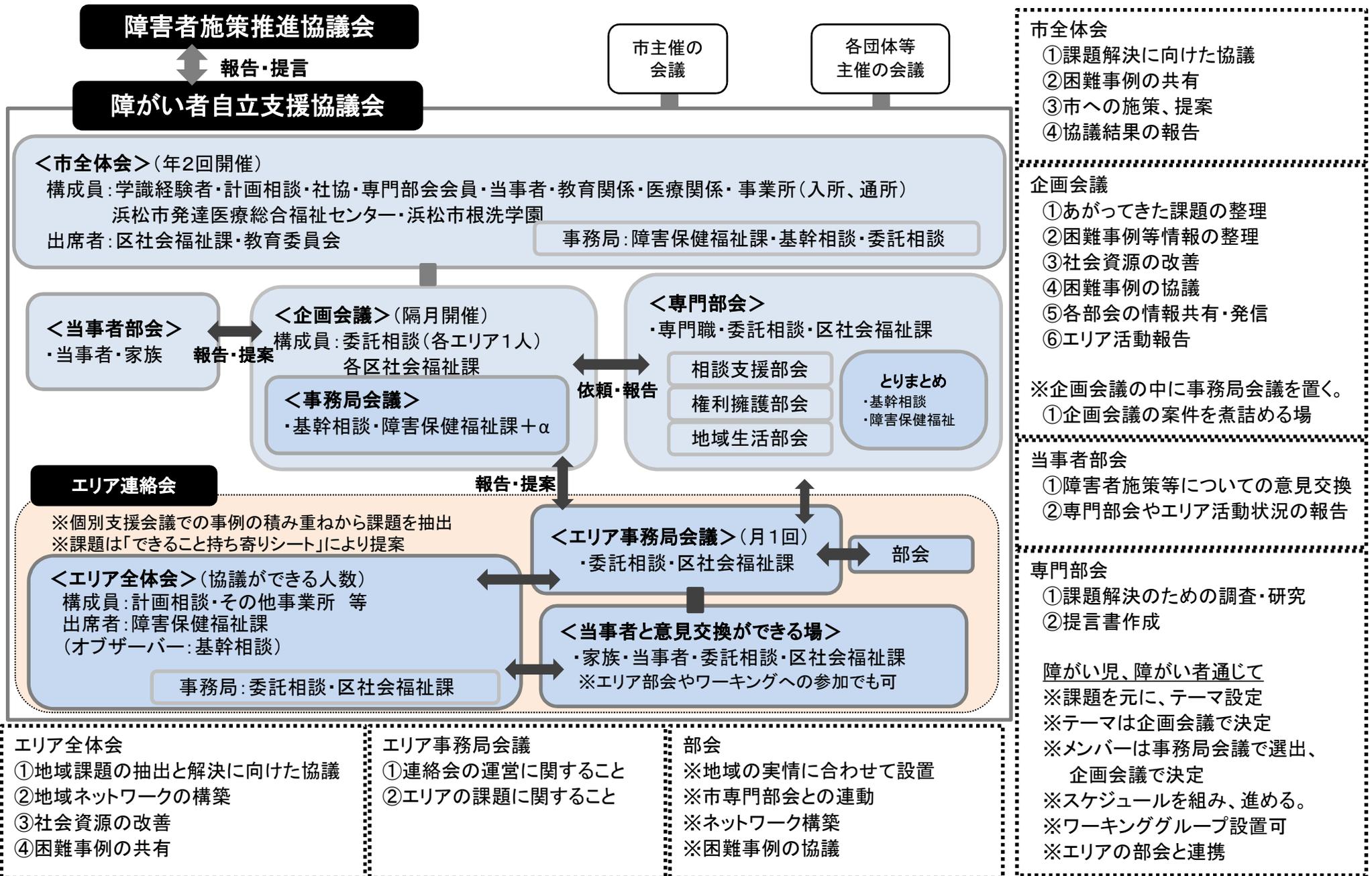
イ 緊急時対応事業について

ウ 意見交換

### 4 閉会

# 浜松市障がい者自立支援協議会

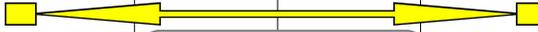
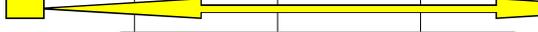
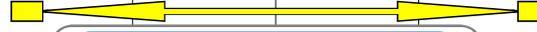
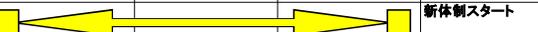
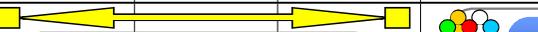
目標：「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」



令和2年度 障がい者自立支援協議会 年間予定表

<目標>

「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>市全体会</b>						 第1回 9月8日(AM)					 第2回 2月8日(AM)	
<b>事務局会議</b>		 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議
<b>企画会議</b>			 会議 6月30日		 会議 8月17日	 会議 9月24日		 会議 11月28日		 会議 1月28日		 会議 3月4日
<b>専門部会</b>			 相談支援ワーキング				 (仮)委託相談評価ワーキング					
			 こどもワーカー (アヒムトサル)				 (仮)こどもワーカー (かけはしット)					
					※テーマ、スケジュール等を関係機関と調整後に開始。							
<b>エリア総会</b>	 体制・構成員・部会等調整				新体制スタート 7/15北エリア 東エリア		8/4浜北・天竜エリア 8/19中エリア					
<b>エリア事務局会議</b>	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議	 会議
<b>エリア総会</b>	 体制・メンバー調整				 部会		 課題解決型：スケジュールを設定して活動（ネットワーク作りを目的とした部会も可）					
<b>内容</b>												
<b>備考 (予定)</b>			○6/30施策協		○当事者部会	○施策協					○施策協	

## 浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会会則（案）

### （目的）

第1条 この会則は、浜松市障がい者自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

第2条及び第7条に基づき、浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会（以下「中エリア連絡会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

### （組織）

第2条 「中エリア連絡会」は、エリア全体会、エリア部会、ネットワーク会議及びエリア事務局会議で構成する。

### （事務局）

第3条 「中エリア連絡会」に事務局を置く。事務局は中障がい者相談支援センター及び中区役所社会福祉課をもって組織する。

### （エリア全体会）

第4条 エリア全体会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）地域課題の抽出及び解決に向けた協議
- （2）社会資源の改善
- （3）困難事例の協議
- （4）「中エリア連絡会」の活動報告

2 エリア全体会は原則として年2回開催する。

3 エリア全体会の構成員は、事務局にて選出する。

4 エリア全体会の構成員の任期は3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

5 エリア全体会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 エリア全体会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決するところによる。

7 エリア全体会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### （エリア部会）

第5条 「中エリア連絡会」に以下のエリア部会を設置する。

- （1）地域課題検討部会
- （2）人財部会
- （3）啓発部会

2 エリア部会は必要に応じて随時開催する。

3 エリア部会の構成員は事務局にて選出する。

4 エリア部会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(ネットワーク会議)

第6条 「中エリア連絡会」に地域の関係機関のネットワークの構築を促進するためにネットワーク会議を設置する。

2 ネットワーク会議は原則年1回開催する。

(エリア事務局会議)

第7条 事務局は「中エリア連絡会」の事務を所管するためエリア事務局会議を開催する。

2 エリア事務局会議は原則毎月開催する。

3 エリア事務局会議は、必要があると認めるときは、会議に事務局以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 「中エリア連絡会」の構成員は、正当な理由がなく、職務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の記録)

第9条 「中エリア連絡会」エリア全体会の会議録は中区社会福祉課が行う。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が定める。

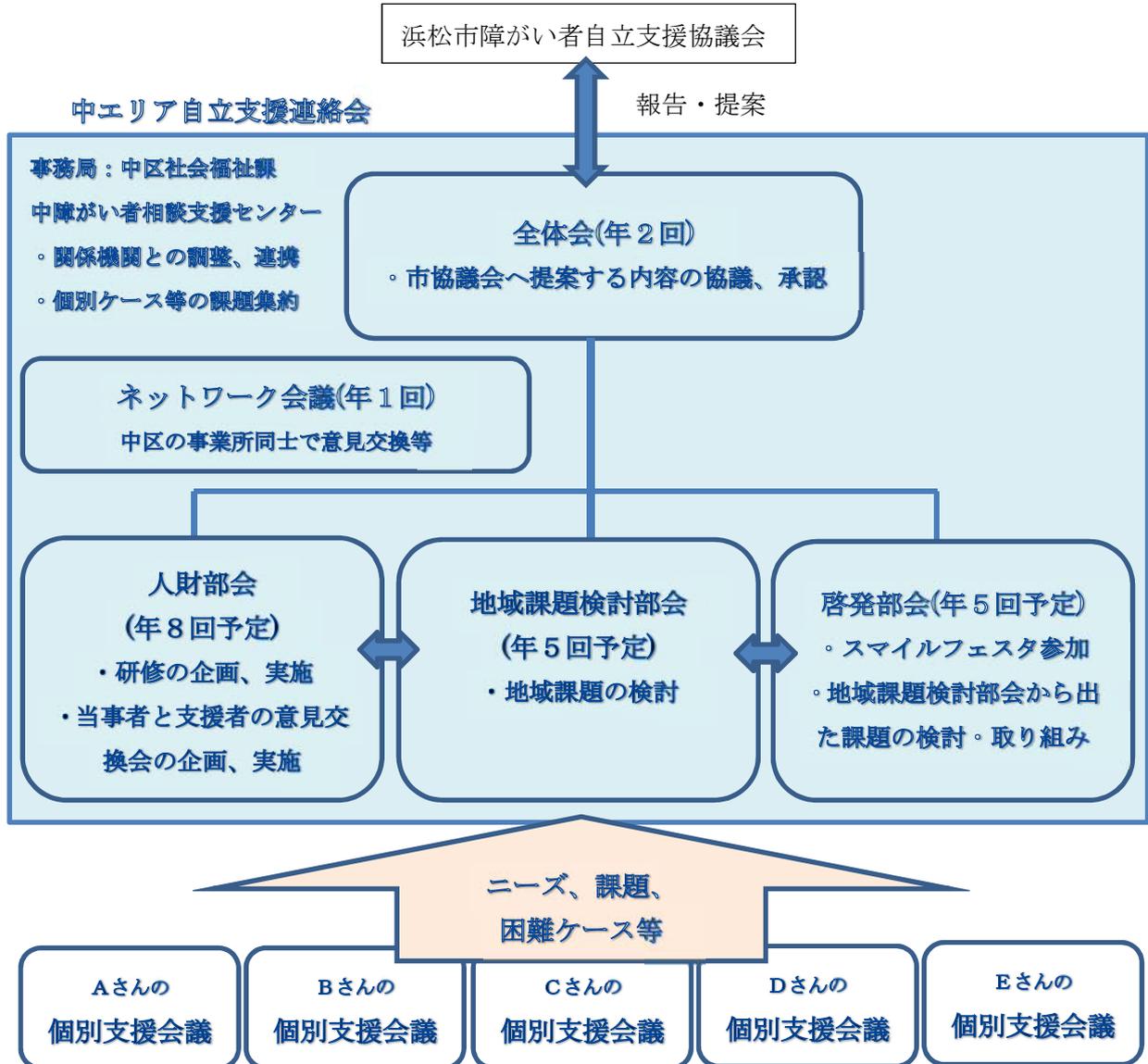
附則

1 この会則は令和2年 月 日から施行する。

2 浜松市中区障がい者自立支援連絡会会則（平成21年7月1日施行、最終改正令和元年6月24日）は、廃止する。

令和2年度 浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会イメージ図 (案)

テーマ「つながる暮らし ともに生きよう この街で」



令和2年度浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会 年間計画（案）

○連絡会テーマ

『 つながる暮らし ともに生きよう この街で 』

○部会テーマ及び活動内容

◆地域課題検討部会

テーマ「わ」～ライフステージに沿った課題整理、課題解決のためにつなげる地域の輪～  
定期的に個別ケースの事例検討を行う中で、ケースの希望する生活に向けて障壁になっているものを見つめていく。

解決に向けて地域、関係機関、様々な視点や資源を含めて検討を重ねていくことで、課題の整理、地域課題の抽出に繋げていく。

◆人財部会 テーマ「知って 学んで バリアフリーな中区（バリ中）」

・当事者グループ

当事者の生活状況や日々の想いを知ることで、様々な障害に対しての理解を深めるために、当事者と支援者の意見交換会を実施（12月実施予定）

・研修グループ

中エリアにある福祉サービス事業所やその他の社会資源についての理解を深めたり、支援者同士が互いにつながり学び合うために、事業所見学ツアーを実施。（10月から2回程度実施予定）

◆啓発部会 テーマ「ともに生き、ともに支えあう、浜松市」

11月にソラモで開催されるスマイルフェスタへ参加し、点字体験や居場所や交流の場(高齢や障がい、外国籍や子供向け)の紹介、新しい生活様式や障がいの方に関わるピクトグラムの紹介を行う。

○連絡会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体会					●						●	
地域課題検討部会				●	●		●		●		●	
人財部会			●	●	●	●	●	●	●		●	
啓発部会				●		●	●	●	●			
事務局会議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

○その他 事務局の活動

関係機関等との連携推進のための取り組みとして

- ・中区民生委員児童委員協議会地区会長会への出席（毎月）
- ・中区民生委員児童委員協議会地区定例会への出席（開催月）